

個人確定申告準備

1. 平成 29 年個人事業確定申告の状況（138 事業者の平均）

項目	対象者数	比率	平均金額(万円)
総収入	138	100.0%	4,511
合計所得	138	100.0%	1,093
所得控除	138	100.0%	266
申告所得	138	100.0%	833
住宅ローン控除	35	25.4%	28
小規模企業共済	102	73.9%	75
確定拠出年金	9	6.5%	55
年金基金	36	26.1%	85
生命保険（支払額）	126	91.3%	92
年金保険（支払額）	34	24.6%	22
地震保険（支払額）	65	47.1%	2
ふるさと納税	63	45.7%	34

2. 決算前対策の注意

個人の決算対策として前払対策があります。必要経費、所得控除の主な項目についての前払対策をまとめます。

項目	前払可否	留意点
家賃	可	1 年以内分、每期継続
中小企業退職金共済	可	1 年以内分、その都度届出必要
倒産防止共済	可	1 年以内分、その都度届出必要
小規模企業共済	可	1 年以内分、以後自動継続
確定拠出年金	否	-
年金基金	可	1 年以内分、その都度届出必要
ふるさと納税	可	ポイント制採用自治体にてポイント取得

個人確定申告特別申告報酬改定のお願ひ

特別申告報酬について開業以来 20 数年にわたり料金改定なくきましたが、近年の通信費をはじめとする諸物価の値上げに対応するため平成 30 年個人確定申告特別報酬から報酬改定をお願いする次第です。かかる状況をご理解いただきご了承いただきますようお願い申し上げます。

改定報酬につきましては、お見積りをご提示し、ご了承をいただいてからお引受させていただきますのでよろしくようお願い申し上げます。

歯科会計

決算資料（棚卸）

棚卸表				
決算日	2018/12/31			
診療所名:	橋本歯科		(税抜)	(単位:円)
科目	細目	数量	単価	金額
診療材料				
販売品				
インプラント				
矯正材料				
預け金属				
前受金在庫				

～橋本会計決算 CD より抜粋～

1. 科目（棚卸対象）

- (1) 診療収入に直接関係する歯科材料および販売品が対象です
- (2) 技工所に預けている自医院購入の金属の残量も対象です
- (3) 補綴治療、インプラント治療の未完了（収入未計上分）の必要経費処理した技工料、材料も対象です

2. 数量

- (1) 棚卸日に残っている残量を記入します
- (2) 個数、箱、グラム等単価に対応する数量単位で記入しておくこと金額計算が容易になります
- (3) 不良品、廃棄品は別途集計とします

3. 単価

- (1) 税抜き単価で記入して下さい（税込みの場合はその旨記入してください）
- (2) 金額は数量 * 単価で計算しますので、数量単位に対応した単価を記入して下さい
- (3) 単価は最終購入の請求書等から確認して記入して下さい

4. その他の留意事項

- (1) 棚卸実施日は決算日（診療終了日）ですが、在庫に変動なければ決算日前後でも結構です
- (2) 決算日前の最終納品分（未使用分）が棚卸からもれる場合がありますので注意して下さい
- (3) 棚卸表の科目・細目を固定しておくこと翌年以降の棚卸集計がスムーズにいきます

5. 税務調査時の棚卸関係の確認事項

- (1) 在庫の实地確認及び棚卸方法（日時、担当者）の聞き取り
- (2) 決算前最終の請求書（納品書）に記載されている材料が棚卸表に計上されているかの確認

ドクター会計

確定申告必要書類

今年も残すところあと3か月ほどとなり、確定申告資料のご準備をいただく時期となりました。この時期は、控除証明等の確定申告に必要な書類が数多く送られてきます。書類をご確認の上、紛失することが無いように保管、または弊社スタッフにお渡しください。

確定申告にご準備いただく資料を下記にまとめてみましたので、ご参考にしてください。

確定申告必要資料リスト

確認	【収入】	ご準備いただく資料
<input type="checkbox"/>	給与収入がある場合	源泉徴収票
<input type="checkbox"/>	報酬による収入がある場合	支払調書
<input type="checkbox"/>	株式の売却収入がある場合	(上場株式) 特定口座年間取引報告書 (非上場株式) 売買契約書、譲渡株式の取得価額が分かる資料
<input type="checkbox"/>	不動産賃料による収入がある場合	年間収支一覧表、通帳の写し、固定資産税領収書、火災保険領収書等
<input type="checkbox"/>	不動産の売却収入がある場合	売却時の売買契約書、購入時の売買契約書、登記簿謄本等
<input type="checkbox"/>	配当収入がある場合	配当支払通知書、配当金計算書、配当金支払調書
<input type="checkbox"/>	年金収入がある場合	公的年金の源泉徴収票
<input type="checkbox"/>	その他収入がある場合	生命保険満期金の計算書等
確認	【所得控除】	ご準備いただく資料
<input type="checkbox"/>	社会保険料控除	国民年金・国民年金基金控除証明
<input type="checkbox"/>		国民健康保険、介護保険、後期高齢保険の支払額が分かる書類
<input type="checkbox"/>	生命保険料控除	生命保険料控除証明（一般・個人年金・介護医療）
<input type="checkbox"/>	地震保険料控除	地震保険料控除証明
<input type="checkbox"/>	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金控除証明、確定拠出型年金控除証明
<input type="checkbox"/>	医療費控除	医療費の領収書（ご自身、生計を一とする親族）、医療費のお知らせ
<input type="checkbox"/>	寄付金控除	寄付金の証明書（ふるさと納税、その他）
<input type="checkbox"/>	住宅借入金特別控除	住宅借入金の年末残高証明書
<input type="checkbox"/>	(初年度)	売買契約書、請負契約書の写し
		住民票の写し
		建物、土地の登記簿謄本

※平成29年度確定申告より、医療費の領収書に代えて添付資料として利用できます。

医療承継

贈与税の計算（暦年課税）

贈与税の計算は、その年の1月1日から12月31日までの1年間の贈与によりもらった財産の価額の合計より算定します。複数の人から贈与を受けた場合もその合計によります。

そして、その合計額から基礎控除額110万円を差し引き、その残りの金額（課税価格）に税率を乗じて税額を計算します。年間110万円を超える贈与については贈与税の申告と納税が必要になります。

贈与税率は下表のように贈与した者・贈与を受けた者の関係や属性により異なります。

<贈与税速算表>

課税価格 (贈与財産の価格－基礎控除額)	特例贈与 20歳以上の者が直系尊属 から受けた贈与		一般贈与 左記以外の贈与	
	税率	控除額(万円)	税率	控除額(万円)
200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10	15%	10
300万円超 400万円以下			20%	25
400万円超 600万円以下	20%	30	30%	65
600万円超 1000万円以下	30%	90	40%	125
1000万円超 1500万円以下	40%	190	45%	175
1500万円超 3000万円以下	45%	265	50%	250
3000万円超 4500万円以下	50%	415	55%	400
4500万円超	55%	640		

特例贈与とは直系尊属（祖父母や父母など）から、贈与した年の1月1日現在で20歳以上の者（子・孫）への贈与をいいます。この特例贈与に該当する場合は、税負担が少し軽くなっています。

仮に贈与税率20%の水準まで現金贈与をしたいという場合には、110万円の基礎控除分も加えると、特例贈与に該当する場合は710万円まで、一般贈与の場合は510万円まで贈与可能となります。